

計画的な教職員定数の改善と教育予算の拡充を求める意見書

改正義務教育標準法の成立以降、小学校においては学級編成標準が段階的に35人へ引き下げられている。同様に少人数学級が望まれる中学校にあっても早急に実施することが重要である。

このような中、学級担任である教員が、療養休暇や産休・育休等を取得した際、直ちに代替の教員を配置できる人的余裕がないことから、担任不在のまま教育活動を行わざるを得ない深刻なケースが現れている。小学校においては、35人以下学級と高学年での教科担任制の強化を実現するために、既にある加配定数を振替えている実態があり、実質的な教職員の増員に結びついていないことが、この状況を生む要因とも考えられる。

また、学校現場においては、発達障害の可能性のある子、外国につながる子、不登校やその傾向のある子、ヤングケアラーなど、多様な背景を持った子供たちへの支援が必要であり、そのほかにも、学校教育施設における環境改善や、学校・通学路の安全確保の対策等の課題を抱えている。

よって、国においては、これらの課題を解消し、子供たちの豊かな学びと育ちを保障するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 教職員の働き方改革や複雑化する教育課題に対応するため、加配定数を堅持しつつ、教員定数を増加して対応すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持し、令和7年度予算編成において教育の充実のための国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

三浦市議会議長 出口 眞 琴

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／文部科学大臣